

【労務】労働者の募集広告には「6情報」の表示が必要です

厚生労働省から、労働者の募集広告に関するお知らせが公表されておりますので、以下にその詳細をご紹介します。

■募集情報提供時の注意点

職業安定法では、インターネットやX等のSNSを含む広告等により、労働者の募集に関する情報等を提供するときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています。

昨今、インターネットで犯罪実行者の募集が行われる事案が見られ、その中には通常の労働者募集と誤解を生じさせるような広告等も見受けられます。

こうした誤解が生じないよう、募集情報を提供する際には「①募集主の氏名（又は名称）・②住所・③連絡先（電話番号等）・④業務内容・⑤就業場所・⑥賃金」（6情報）を記載することが必要です。募集主の皆さまは、インターネットやSNS等で労働者を募集する際、これらの情報が記載されていない場合は法令違反となりますので注意してください。



■雇用仲介事業者（職業紹介事業者・募集情報等提供事業者）を利用する場合

雇用仲介事業者を通じて労働者を募集する場合、求職者から照会があった際には、雇用仲介事業者が、募集主の氏名・名称等を当該求職者に回答することとなっており、それを、照会先を付して示す場合には、その回答する募集主の氏名・名称等の情報は必ずしも載せる必要はありません。

■Q&A

Q1. 「住所（所在地）」としてどこまで記載すれば良いのでしょうか。

労働者になろうとする者が募集主について誤解をすることのないよう、ビル名、階数、部屋番号まで記載する必要があります。

Q2. 「連絡先」として何を記載すれば良いのでしょうか。SNSのメッセージ機能を使って、送付先を示す方法でも問題ないのでしょうか。

募集主は、労働者になろうとする者等に誤解を生じさせないようにする必要があり、電話番号、メールアドレスまたは、自社ウェブサイト上に備え付けられた専用の問い合わせフォームへのリンクのいずれかを記載する必要があります。

Q3. 広告等により募集情報を提供する場合、氏名等の6情報自体を記載せず、6情報が記載されている会社ウェブサイトの募集要項等のリンクを記載することでも問題はないのでしょうか。

会社ウェブサイトの募集要項等のリンクのみでは、そもそも求人であるかどうかも含め、誤解を招く可能性があるため、募集情報を提供する広告等自体に6情報を記載する必要があります。

Q4. 業務内容、就業場所及び賃金については、職業安定法第 5 条の 3 や労働基準法第 15 条で求められるのと同じように詳細を記載することが求められるのでしょうか。

必ずしも同じである必要はありませんが、広告等を見た労働者になろうとする者等が、募集主等について誤解を生じないよう、業務内容や就業場所、賃金について記載する必要があります。例えば、就業場所について、「就業場所の変更の範囲」は記載せず「雇入れ直後の就業場所」のみを示す形や、複数の候補を示し、「応相談」とする形、賃金について、「時給 1500 円～」とする形でも、記載があれば、個別具体の判断とはなりますが、直ちに職業安定法第 5 条の 4 違反とはならないと考えられます。

Q5. フリーランスの募集についても、6 情報の記載が求められるのでしょうか。

フリーランスの募集を広告等により行う場合でも、6 情報の記載は同じように必要です。詳細については都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

募集主の氏名等がない募集情報の提供は、誤解を生じさせるため、認められません

 高額バイト 即日入金 興味のある人は DMで	 高待遇 負担なくラクに 稼げる 以下のリンクよ り応募	 アットホームな 職場 圧倒的成長、上を 目指す人は連絡し てください
--	---	---

参照ホームページ [厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/content/001358669.pdf>